

戸田市告示第 3 8 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 2 5 第 4 項の規定に基づく指定特定相談支援事業の廃止及び児童福祉法第 2 4 条の 3 2 第 2 項の規定に基づく指定障害児相談支援事業の廃止をするので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 2 号及び児童福祉法第 2 4 条の 3 7 第 2 号の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

戸田市長 菅原 文仁

- 1 廃止に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称
及び主たる事務所の所在地
一般社団法人 bonds
埼玉県戸田市下戸田 1 丁目 6 - 1 0
- 2 廃止に係る事業所の名称及び所在地
相談支援センター 下戸田
埼玉県戸田市下戸田 1 丁目 6 - 1 0
- 3 廃止の年月日
令和 8 年 9 月 3 0 日
- 4 廃止に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
 - 1 特定相談支援事業
 - 2 障害児相談支援事業
- 5 事業所番号
 - 1 特定相談支援事業 「1 1 3 1 9 0 0 7 1 2」
 - 2 障害児相談支援事業 「1 1 7 1 9 0 0 2 0 0」